

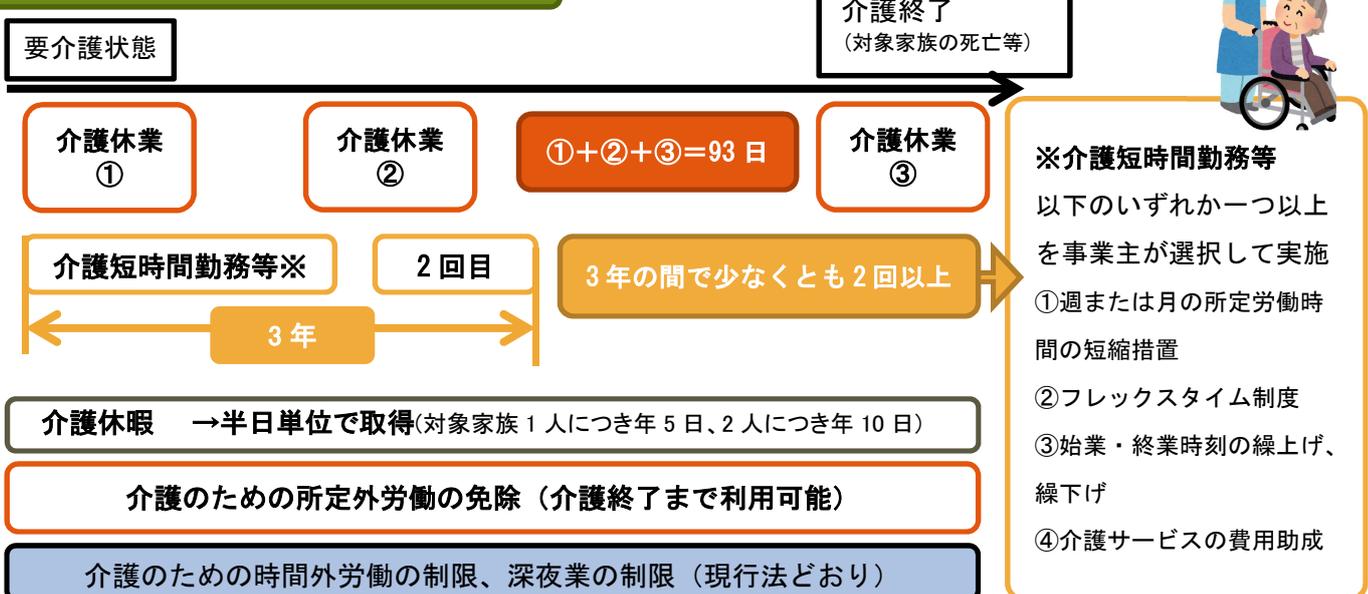
育児・介護休業法等が改正されます！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができる、仕事と家庭が両立できる社会の実現をめざし、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正され、**平成29年1月1日**から施行されます。

1. 介護のための制度の改正 (育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
介護休業	分割取得	対象家族 1 人につき、 一 要介護状態ごとに 1 回、通算 93 日まで	対象家族 1 人につき、 3 回を上限として、通算 93 日まで
	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社 1 年以上、② 開始予定日から 93 日経過後の雇用見込み 、③93 日経過後から 1 年以内 に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社 1 年以上、②93 日経過日から 6ヶ月を経過する日までの間に 、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
介護休暇の半日単位の取得		介護が必要な家族 1 人につき 5 日、2 人以上につき 10 日 (1 日単位)	介護が必要な家族 1 人につき 5 日、2 人以上につき 10 日 (半日単位の取得可)
介護短時間勤務等 (※) の要件の変更		対象家族 1 人につき 一 要介護状態ごとに 1 回、介護休業と日数を通算して 93 日	介護休業とは別に、利用開始から 3 年の間で 2 回以上 の利用を可能とする
介護のための所定外労働の免除		(無)	(新設) 介護終了までの期間について、 所定外労働の免除を請求可
介護休業等の対象家族の拡大		配偶者、父母、子、配偶者の父母、 同居かつ扶養している 祖父母、兄弟姉妹、孫	配偶者、父母、子、配偶者の父母、 祖父母、兄弟姉妹、孫(同居・扶養要件を削除)

仕事と介護の両立支援制度のイメージ



2. 育児のための制度の改正 (育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
育児休業	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがあること、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が1歳6か月になるまでの間に、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
	対象となる子の範囲拡大	実子・養子 (法律上の親子関係であるもの) 	下記要件を追加 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等、法律上の親子関係に準じる関係にあると言える子
子の看護休暇の半日単位の取得		対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日(1日単位)	対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日(半日単位の取得可)

有期契約労働者の対象範囲の拡大のイメージ(育児)(1年契約の場合)



3. 妊娠・出産・育児・介護等を理由とする不利益取扱いの防止措置

(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
禁止・義務の対象		事業主	事業主
内容		妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。 ※就業環境を害する行為を含む (均等法第9条、育介法第10条等)	左記に加えて防止措置義務を新規に追加 上司、同僚などが職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないよう、防止措置(※)を講じなければならない。 ※労働者への周知・啓発、相談体制の整備等の内容を想定。

※1～3についての詳しい内容は、後日、省令、指針等により明らかになります(説明会開催予定)。

お問い合わせ 和歌山労働局 雇用環境・均等室

(平成28年4月以降、「雇用均等室」から名称が変わりました。)

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

TEL 073-488-1170 FAX 073-475-0114

(HP <http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

(平成28年4月作成)